

京都府障害者賃金・工賃向上緊急支援事業費補助金に関するFAQ（よくある質問） 2月9日時点

No	項目	質問	回答
1	対象者	申請できるのは1法人1施設のみですか。	1法人で複数事業所（施設）を申請することができます。 また、生活介護と就労継続支援B型との多機能型など、複数のサービスを実施している場合はそれぞれのサービスごとで申請が可能です。
2	交付申請	交付申請書等に押印は必要ですか。	交付申請書等に押印は必要ありません。ただし、口座振替依頼書（口座登録申出書）について、口座名義人が法人代表者と異なる場合など、委任が必要な場合、委任状に委任者（法人代表）の押印が必要となります。
3	交付申請	申請すれば必ず採択されますか。	申請された事業が要件を満している場合において、採択します。なお、申請額が予算額を超えた場合は、交付額の調整（減額）を行うことがあります。
4	交付申請	他の補助金との併願申請は可能ですか。	他の制度において併願が認められる場合にあっては、併願申請は可能です。ただし、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用については、補助対象経費に計上できませんのでご注意ください。
5	対象事業	いつから事業を開始したものが対象となりますか。	交付決定以降に開始した事業が対象となります。ただし、令和7年12月18日以降に開始している事業について、事前着手届が提出されている場合は事前着手が可能です。交付決定までは事業の採択及び補助額について確約されませんので、ご留意ください。
6	対象事業	本事業において対象とならない経費はありますか。	補助対象経費は機器導入に要する経費としており、備品購入費、設置工事費、初期設定に要する費用を対象としています。メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費、保険料、消費税及び地方消費税は対象外としています。
7	対象事業	事業完了に伴う業者への支払いは事業の対象期間内に行う必要がありますか。	補助金の適正な執行の観点から、原則、対象期間内に支払いまで完了してください。
8	事業実施	交付決定後に事業内容を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。	交付決定後に事業内容を変更する場合は、変更の前にあらかじめ、変更承認申請書を提出してください。また、軽微な変更（導入する製品のメーカーの変更等）は提出不要です。交付決定前に事業の内容変更を希望する場合は、ご連絡ください。 ※ご連絡等がなかった場合は、補助金の支払いができなくなることがあります。
9	事業実施	申請をしましたが、事業の中止を検討しています。どのような手続きが必要ですか。	交付決定後に事業を中止する場合は、中止の前にあらかじめ、事業中止（廃止）申請書を提出してください。 交付決定前に事業を中止する場合は、中止が判明した時点でご連絡ください。 ※予算に限りがありますので、必ずご連絡ください。
10	事業実施	交付決定後に住所や代表者等が変更となった。どのような手続きが必要ですか。	実績報告書の提出時等において、変更後の住所や代表者等がわかる資料を提出してください。 なお、代表者等の変更の場合は、口座振替依頼書についても、変更後の内容で改めて提出してください。

11	事業実施	交付申請書や実績報告書について、提出期限までに提出できない場合、補助金はもらえないですか。	提出期限までに提出いただけない場合、補助金の交付はできません。
12	事業実施	上限100万円とありますが、100万円以上の申請は可能ですか。	可能です。 一例として、申請額が160万円の場合と120万の場合の補助金額は以下のとおりとなります。 160万円（税抜）X3/4=120万円>100万円（上限額）→100万円を補助 120万円（税抜）X3/4= 90万円<100万円（上限額）→ 90万円を補助
13	事業実施	1法人で複数事業所を持っている場合、それぞれで上限100万円の申請が可能ということですか。	お見込みのとおりです。 例えば、就労継続支援B型事業所を2事業所運営されている場合、それぞれで取組、申請が可能であり、補助金額の計算もそれぞれで行います。 (2事業所を運営していても、1事業所のみ取り組んでいる場合は、1事業所として計算し、上限は100万円となります)
14	事業実施	多機能型において複数事業所が協働で実施している事業にかかる機器の経費について申請する場合について教えてください。	賃金、工賃向上に取り組む事業所について申請してください。 複数のサービスで共通の機器を用いる場合、等分割（2事業所なら2分割）か、合理的な方法による按分（利用者数など）により金額を算出し申請してください。 (例) 就労継続支援A型・B型の多機能で160万円の機器を導入 A型：対象経費80万円⇒申請額60万円 B型：対象経費80万円⇒申請額60万円
15	事業実施	1つの事業所で複数機器の申請はできますか。また、機器同士に関連性は必要ですか。	複数機器の申請について可能です。 また、機器同士に関連性は必要ありませんが、事業計画書においてそれぞれの機器について事業内容等を記載してください。 機器同士に関連性がある場合でも、それぞれの機器の用途・導入目的等について記載をお願いします。
16	対象事業	経年劣化した機器の更新は補助対象となりますか。	事業計画書にて工賃向上につながることが確認できれば対象となります。
17	対象事業	既設機器の撤去費用は補助対象となりますか。	撤去費用、処分費用は補助対象とはなりません。
18	対象事業	建物の建築及び改修費用は対象となりますか。	本事業では機器導入にかかる経費を対象としていますので、建物に関する経費は対象外となります。
19	対象者	生活介護事業所で、定期的に工賃を支払っていませんが、事業対象ですか。	工賃向上のために取り組まれるのであれば、対象となります。